



石垣市告示第 3 6 7 号

港湾法の規定に基づく放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件の指定について

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 7 条の 1 1 第 1 項の規定に基づき、放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和 8 年 1 月 1 日より適用する。

その関係図面は、石垣市建設部港湾課に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

石垣港港湾管理者

石垣市長 中山 義隆



- 1 港湾名 石垣港
- 2 放置等を禁止する区域（別図のとおり）
 - （1） 港湾区域
 - （2） 港湾管理者が所管する水域以外の施設
- 3 放置等を禁止する物件
 - （1） 船舶
 - （2） いかだ
 - （3） 係留施設
 - （4） 船台
 - （5） コンテナ
 - （6） 物置
 - （7） 工作物
 - （8） 道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 2 条第 1 項に規定する道路運送車両、同条第 8 項に規定する使用済自動車及びこれらの部品
 - （9） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条に規定する廃棄物
 - （1 0）（1）から（9）に掲げるもののほか、船舶の交通その他港湾施設の開発、利用又は保全、維持管理に支障を与えるこれらの物件に類するもの